

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、
会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報(H30.3.30 第 446 号より)

●バスでも IT 点呼が可能になります

運転者の乗務開始・終了の点呼は対面が原則ですが、トラック事業に
おいては、一定の要件を満たす優良な営業所で IT 機器を用いた点呼が
認められています。

このたび、バス・タクシー事業についても IT 点呼を可能にするために、
3 月 30 日付で旅客自動車運送事業運輸規則を改正します。

以下の要件にあてはまる場合、届出を行うことで、営業所と車庫間において
IT 機器を用いた点呼ができるようになります。

- ・開設してから 3 年を経過していること
- ・過去 3 年間自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと
- ・過去 3 年間行政処分又は警告を受けていないこと

詳しくは以下をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000339.html

●7 月から過労防止関連の行政処分が厳しくなります

自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約 1～2 割長く、
過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあります。

長時間労働の是正や過労防止のために、自動車運送事業者に対する行政
処分において、過労防止関連の処分量定を引き上げます。

施行は、平成 30 年 7 月 1 日を予定しています。

詳しくは以下をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000338.html

●貸切バスの衝突事故情報

3 月 27 日(火)午後 2 時頃、千葉県の市道交差点において、貸切バスが乗客約 50 名を乗せ運行中、右側の車線を走行していた乗用車が突然左折を開始したため、バスの右前部と乗用車の左側面が衝突した。

この事故により、乗客 10 名が軽傷を負った。